

香美町農業委員会総会(第7回)議事録

1 開催日時 令和4年10月25日(火) 9:30～11:30

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(11人)

会長	1番	古川 功兒
会長職務代理者	2番	中村 成一
委員	3番	岡田 久志
	6番	文堂 福一
	7番	米田 和弘
	8番	門垣 日出男
	9番	中村 彰男
	10番	山本 薫
	12番	吉川 正人
	13番	橋本 幸長
	14番	前田 精一

4 欠席農業委員(3人)

4番	西村 功
5番	井村 壽之
11番	田中 一馬

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

代表	1番	中川 君雄
	2番	高田 勝
	3番	青山 政行
	4番	原 君枝
	5番	小林 隆夫
	7番	田野 豊博
副代表	8番	東垣 泰彦
	9番	毛戸 良久
	10番	本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(1人)

6番	田中 晃
----	------

7 議事日程

第1 会期の決定 10月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)合意解約通知について
(2)無線基地局の事業計画について

第4 議案第19号 非農地証明願承認について

第5 議案第20号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第21号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第7 議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

第8 議案第23号 農地利用最適化推進委員の辞任について

8 農業委員会事務局職員

事務局長	福島 功
事務局次長	榎 秀俊
書記	寺川 公人

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は14番「前田精一委員」と2番「中村成一委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、14番「前田精一委員」と2番「中村成一委員」よろしくをお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知書を2件受け付けておりますので、事務局に朗読をさせます。
事務局	①通知者、②土地の表示等、③合意解約日の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に、報告事項2番として、無線基地局の事業計画を1件受け付けています。現地、施設の内容については資料でお分かりになると思います。この件については現地調査の省略をしております、県通知「携帯電話等電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用等の事務取り扱いについて」によりますと、「農業委員会は、法定の事業者であることの確認や提出された事業計画の内容の確認の上、必要に応じて修正を指示し、農林水産振興事務所等へ送付する。」となっており、現地調査は行わなくてもよいことになっています。申請者は法定事業者となっていますので、図面、現況写真等を確認して審査することとなります。事務局から事業計画の朗読と資料について説明をさせます。
事務局	①申請者、②土地の所在、③事業の名称、④事業の目的、⑤事業施行の概要、⑥施行期間の順に朗読し、付近見取図、字限図、平面図、現況写真により、設置位置等の事業計画の概要、周辺の状況について説明する。
議 長	事務局の朗読と説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第19号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから10ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第19号 番号1番の非農地証明願について、10月20日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「井村壽之委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	申請地は、佐津インターをおりて西方向に約1.3kmのところ高規格道路の下の方にあります。現地は、現況写真のように会社敷地として利用し20年以上が経過をしております。地目変更登記のための願出です。
議 長	「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
推進委員8番	申請地に挟まれた土地の状況を教えてください。

7番	その土地は既に宅地として登記がなされております。
議長	その他ございませんか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第19号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第19号 番号2番の非農地証明願について、10月20日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号ハチ北口の信号を右折し、県道茅野福岡線を200mほど進みますと二股に分かれる道がありまして、それを右側の方の道を進んでいき、森脇、和池、池ヶ平、高坂という順で集落がありまして、その一番奥の集落であります高坂地区にあります。ハチ北口から約3kmで、高坂集落の一番上あたりに申請地はあります。 申請地は、私が記憶しているだけでも30年以上昔から荒地となっていました。地目変更登記のための願出です。
議長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありますか。 (質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第19号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	日程第5 議案第20号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①11ページから26ページです。続いて、本日も配りしています議案資料②の調査書をご覧下さい。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から7号まで確認したことを説明する。
議長	事務局の朗読が終わりました。議案第20号 番号1番の申請について、10月20日に現地調査委員であります「米田和弘委員」と「井村壽之委員」が現地調査をしていますので、「米田和弘委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
7番	申請地は、佐津インターをおりて、県道下岡三川線を通り、インターから約1.2kmのところ隼人集落に入ったところにあります。 申請地は、昭和43年頃から譲受人が耕作をされています。この度、県が施工する急傾斜防止工事に伴う双方合意に基づく所有権移転登記のための申請です。

議 長	「米田和弘委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第20号 番号2番と番号3番の申請について、10月20日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「山本 薫委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
10番	申請地は、国道9号ハチ北口信号を右折し、県道茅野福岡線をハチ北方面に進み約4kmのところ到大笹地区がありますが、集落内の旧民宿のところを右折し約2kmのところにあります。 申請内容は、不在地主である譲渡人の要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「山本 薫委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、案件ごとに採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に番号3番の採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第20号 番号4番の申請について、10月20日に現地調査委員であります「山本 薫委員」と「文堂福一委員」、担当委員であります「田中一馬委員」が現地調査をしています。本来ですと担当委員が報告と説明をするのですが、急遽、欠席されましたので、代わりまして「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、県道香住村岡線の村岡区長瀬地区となります。村岡方面からいきますと県道田尻橋手前を左に50mほど入ったところにあります。 申請地は、農業用倉庫が建ってありました。また、倉庫の横は梅の木やクルミの木などが植えてありました。 申請内容は、不在地主である譲渡人からの要望に譲受人が応じたもので所有権移転登記のための申請です。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。

	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第20号 番号4番の申請については、許可することに決定しました。
議長	日程第6 議案第21号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の27ページから32ページです。
議長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第21号の申請について、10月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「山本 薫委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
6番	申請地は、県道香住村岡線の長須地区に入る大橋があります。その大橋から500mほど村岡方面に進んだところの県道の右下に見えるところです。 申請内容は、廃土、廃石処分及び資材置場用地を探していた譲受人の要望に譲渡人が応じたものです。
議長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見がないようですので、採決を取り思います。議案第21号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第21号の申請は、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議長	日程第7 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市町村は農林水産省令で定めるところにより、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画を定めなければならないと規定されています。それでは事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	議案の朗読をする。
議長	事務局の議案の朗読が終わりました。次に農用地利用集積計画の詳細について、農林水産課の担当が説明します。
農林担当	「香美町農用地利用集積計画一覧表」に基づき説明する。
議長	担当からの説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんでしょうか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、これより採決を取ります。議案第22号は原案のとおり決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 異議なしと認めます。それでは、議案第22号は原案のとおり決定しました。

議長 日程第8 議案第23号「農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。

事務局 議案の朗読をする。

議長 事務局の朗読が終わりました。本件については、10月11日付で田中 晃委員から一身上の都合により農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の願出の提出がありました。再考していただくよう慰留に努めましたが意思は強く、非常に残念なことではありますが、ご本人の意思を尊重し願出を受理したものです。農地利用最適化推進委員の辞任については、農業委員会の同意が法に定められており、本日の総会で同意がなされれば、同日が辞任日となります。

議長 ここで、ご質問やご意見を等を伺いますが、ありませんか。

(質問・意見等なし)

議長 質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第23号については、同意することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 異議なしと認めます。それでは、議案第23号については、同意することに決定しました。

議長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟